

死後事務委任契約書（汎用版）

委任者.....（以下「甲」という。）及び受任者.....（以下「乙」という。）は死後事務委任契約について、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、甲の死亡後の事務を委任し、乙はこれを受任した（以下「本契約」という。）。なお、本契約は、甲の死亡後の事務を委託するものであるから、甲の死亡によって乙は委任事務を開始する。

第2条（委任者の死亡による本契約の効力）

- 1 本契約は、甲が死亡した場合においても終了せず、甲の相続人が委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。
- 2 甲の相続人は、前項の場合において、第12条後段に定める事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 関係者への連絡事務
- (2) 遺体の引き取り、葬送、納骨、供養に関する事務
- (3) 家賃・地代・管理費等の支払い、敷金・保証金等の支払い又は受領に関する事務
- (4) 老人ホーム等の施設利用料の支払い、入居一時金等の受領に関する事務
- (5) 医療費の支払いその他債務・費用の支払いに関する事務
- (6) 家財道具の整理（遺品整理）に関する事務
- (7) 相続財産清算人の選任申立手続に関する事務
- (8) 賃借建物明渡しに関する事務
- (9) 行政官庁等への諸届け事務
- (10) 以上の各事務に関する費用の支払い

第4条（代理人の選任）

本件死後事務の処理に関連して、代理人の選任が必要となった時は、乙は代理人を選任することができる。

第5条（関係者への連絡）

第3条(1)の事務については、甲の希望に基づき甲の法定相続人に対し、乙は、速やかに連絡するものとする。

第6条（遺体の引き取り、葬送、納骨、供養）

第3条(2)の事務については、甲の希望に基づき乙によって業者を選定し依頼する。

第7条（家財道具の整理（遺品整理））

第3条(6)の事務については、乙によって業者を選定し売却もしくは処分を行う。

第8条（費用の負担）

乙が、本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲が乙に預託する金銭（以下「預託金」という。）から支出するものとする。なお、本件死後事務において売却金・返還金等が発生した場合、乙は、売却金・返還金等を、本件死後事務を処理するための費用として支出することができる。

第9条（報酬）

- 1 本件死後事務の手続きを履行するための報酬は、.....円（税込）とし、本件死後事務終了後、乙は預託金からその報酬の支払いを受けることができる。
- 2 前項で、預託金では不足する場合、乙は甲の相続財産からその不足する報酬の支払いを受けることができる。

第10条（預託金）

- 1 本件死後事務費用の負担（第8条）及び乙の報酬受取の約定（前条）に伴い、それらの支払いに充てるため、甲は、乙に対し、預託金を前払いするものとする。
- 2 乙は、預託金を保全するため、別途株式会社.....信託（以下「丙」という。）と....年....月....日に締結した金銭信託契約に基づき、預託金を丙に信託する。

第11条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中いつでも、双方合意の上、本契約の内容を変更することができる。

第12条（契約の解除）

- 1 甲は、いつでも本契約を解除することができる。ただし、甲の死亡後は、甲の相続人は、正当な理由がない限り、本契約を解除することができない。
- 2 乙は、本契約の達成が不能となるなど、正当な理由がある場合に限り、本契約を解除することができる。

第13条（契約の終了）

本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 本件死後事務が全て終了したとき
- (2) 乙が、解散又は破産手続き開始の決定を受けたとき
- (3) 甲乙間で本契約の合意解除がなされたとき

第14条（預託金の返還、精算）

- 1 本契約が契約の変更（第11条）又は契約の解除（第12条）、契約の終了（前条第

2号及び第3号)により終了した場合、乙は、預託金を甲に返還する。

- 2 乙は、前条第1号により本件死後事務が終了し、預託金から費用及び報酬を控除し、預託金に残金があれば、甲の作成した遺言または指示に基づき取り扱う。

第15条 (報告義務)

- 1 乙は、甲に対し、1年ごとに、預託金の保管状況について書面で報告する。
- 2 乙は、甲の請求があるときは、速やかにその求められた事項につき報告する。
- 3 乙は、甲の指定する者に対し、本件死後事務が終了した日から1か月以内に、本件死後事務に関する次の事項について書面で報告する。ただし、本件死後事務終了した日から1か月以内に、甲の指定する者の存在が明らかでない場合は、その存在及び連絡先が明らかになった後から1か月以内に報告すれば足りるものとする。
- (1) 乙が本件死後事務につき行った措置
 - (2) 費用の支出及び使用状況
 - (3) 報酬の收受

第16条 (免責)

- 1 乙は本契約の条項に従い、故意又は重大な過失がない限り、甲及び甲の相続人に生じた損害について責任を負わない。
- 2 乙は、甲の死亡の事実を知った時から本件死後事務を開始するものとし、乙が甲の死亡の事実を過失なく知り得なかったときは、乙は次の責任を負わないものとする。
- (1) 甲の死亡の事実を知らなかった事によって生じた損害
 - (2) 本件死後事務の内、甲の死亡の事実を知らなかった事によって履行不能となった事務
- 3 本件死後事務の内、甲の生存中、甲が乙に対して伝えていなかった事実について、乙はその責任を負わない。

第17条 (守秘義務)

乙は、本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、以下に署名押印し、各自1通を保有する。

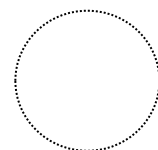
年 月 日

(甲) 委任者

住 所

氏 名

.....
.....



(乙) 受任者

